

江戸川区高額介護サービス費等資金貸付条例

平成十二年三月二十八日

条例第二十号

(目的)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）による要介護及び要支援認定を受けた被保険者が法第五十一条に規定する高額介護サービス費、法第六十一条に規定する高額居宅支援サービス費、法第四十五条に規定する居宅介護住宅改修費及び法第五十七条に規定する居宅支援住宅改修費（以下「高額介護サービス費等」という。）の支給対象となる介護サービスを受けた場合に、当該介護サービスに必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、被保険者の介護サービスの利用を確保し、もってその生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(貸付けの資格)

第二条 資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 高額介護サービス費等の支給を受ける見込みがあること。
- 二 自己の資力のみでは、費用の支払いが困難であること。

(貸付金の額)

第三条 貸し付ける資金の額は、高額介護サービス費等（すでに支給されたものを除く。）に相当する額の範囲内とする。

(貸付けの申込み)

第四条 資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申し込まなければならない。

(貸付け)

第五条 区長は、前条の申込みがあったときは、調査のうえ、必要と認める者に対し、資金を貸し付ける。

(貸付利子)

第六条 貸付金には、利子を付さない。

(償還の方法等)

第七条 貸付金の償還は、当該貸付金に係る高額介護サービス費等を充てることにより行う。

- 2 前項による償還を行うため、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、高額介護サービス費等の受領に関する権限を区長に委任するものとする。
- 3 前項の規定により受領した高額介護サービス費等と貸付金とに差額が生じたときの措置その他償還について必要な事項は、規則で定める。
- 4 借受人は、高額介護サービス費等の支給を受けられなくなった場合には、直ちに当該貸付金の全額を償還しなければならない。ただし、区長がやむを得ないと認めたときは、償還方法を別に定めることができる。

(償還の免除)

第八条 区長は、借受人が前条第三項及び第四項の規定により貸付金を償還する場合において、借受人が死亡その他特別の理由により貸付金を償還することができなくなったと認めたときは、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。

(虚偽の申込みの場合の償還)

第九条 区長は、借受人が偽りの申込みその他不正の手段により資金の貸付けを受けたときは、第七条の規定にかかわらず当該借受人に対し、直ちに貸付金を償還させることができる。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。